

東日本大震災に係る訪問看護サービスの 柔軟な提供方策について

基本的な考え方及び対応について

○基本的な考え方

- ・ 被災地における訪問看護の提供については、既存の事業所を拠点とし、当該事業所に看護師を派遣することで、事業所規模の拡大を図り、訪問看護師の緊急事態に即応した迅速な対応するなど、必要なサービスを確保することが重要である。
- ・ しかしながら、被災状況が地域により異なることから、サービスの柔軟な提供を可能にするため、①他の介護サービスと同様、既存の事業所の人員基準について柔軟な取扱を可能にすること、②サテライト事業所の活用、③サービスの確保が著しく困難である離島その他一部の地域（以下「特例居宅介護サービス費対象地域」という。）における人員基準を満たさない場合のサービス提供などを可能としている。
- ・ 本来は、こうした取扱いによりサービスを提供すべきであるが、今般の震災によって、新たにサテライト事業所の設立が困難であり、かつ、特例居宅介護サービス費対象地域に該当しない地域である場合の特例的な取扱いとして、特例省令を制定し、所要の措置を講じることとする。

○改正内容

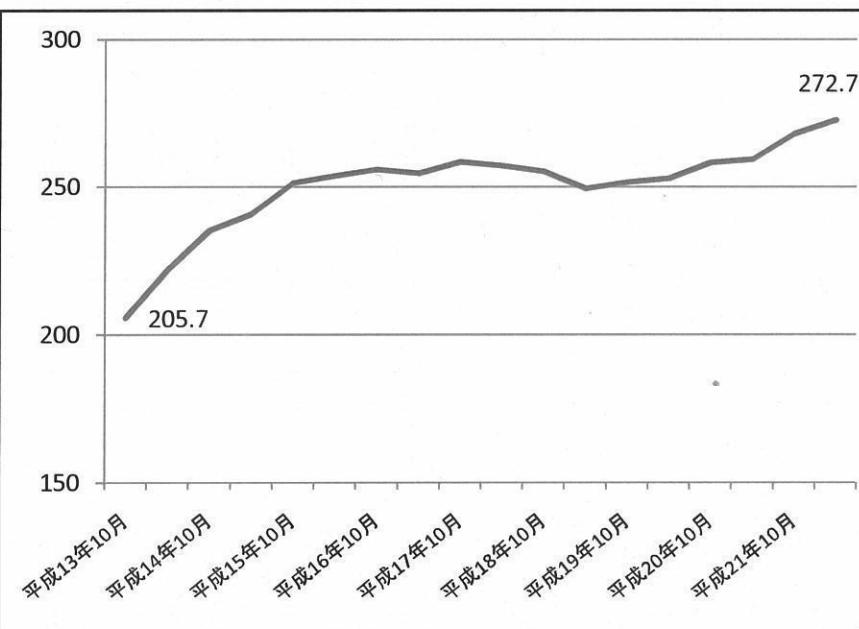
- ・ 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を制定し、東日本大震災に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において、基準該当居宅サービスに該当する訪問看護サービスとして、市町村が特例居宅介護サービス費を支給できることとする。
- ・ なお、当該特例措置は、平成24年2月29日までの間において、災害救助法による救助の実施状況等を勘案して厚生労働大臣が定める日までの期間に限る。

參考資料

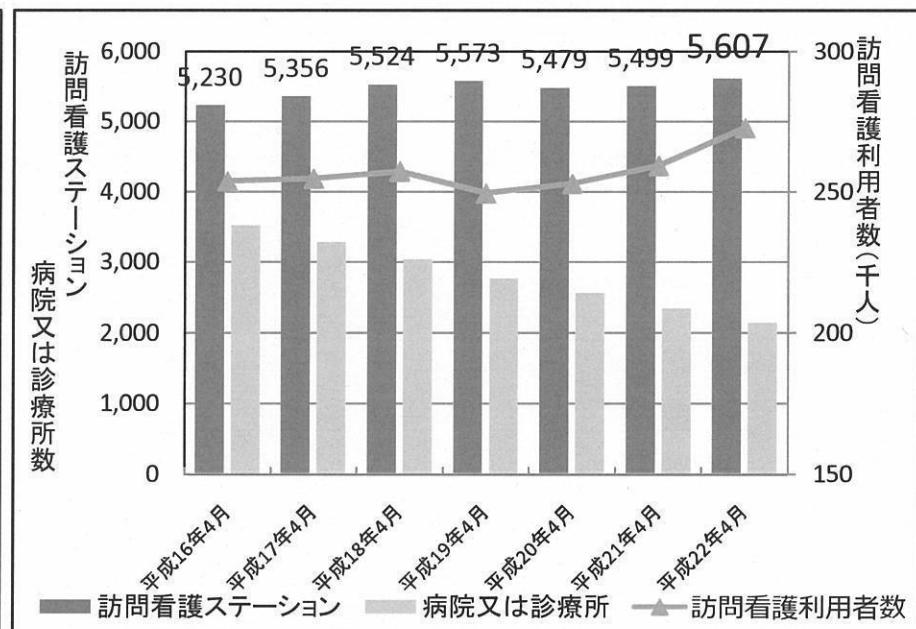
訪問看護の利用状況

- 訪問看護(予防含む)の利用者数は約27.3万人(平成22年4月審査分)であり、近年、微増傾向である。利用者の約6割は、要介護3以上の中重度者である。
- 訪問看護ステーション数についても微増。

○ 訪問看護利用者数の年次推移(千人)



○ 訪問看護事業所数の年次推移



○ 訪問看護受給者数(千人)

総数*	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
272.7	7.0	17.4	36.1	51.5	47.3	49.7	63.5
(%)	(2.6%)	(6.4%)	(13.2%)	(18.9%)	(17.3%)	(18.2%)	(23.3%)

*総数には、月の途中で要支援から要介護に変更となった者、月の途中で要介護から要支援に変更となった者及び平成21年2月サービス提供分以前の経過的要介護の者を含む。

出典:介護保険給付実態調査

訪問看護事業に係るサテライト事業所について

趣旨：訪問看護ステーションにおいては、サービスの柔軟な提供を目的とし、待機や道具の保管、着替え等を行うサテライト事業所（以下「サテライト」という。）を設置することができる。サテライトの設置によって、移動に係るコストを削減するとともに、請求事務等の一元化による事務の効率化を実現。

- 要件：
- ① 利用申込みに係る調整、訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等を一体的に行うこと。
 - ② 職員の勤務体制、勤務内容等を一元的に管理すること。必要な場合に随時、主たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、サテライトの看護師が急病等の場合に、主たる事業所から代替要員を派遣できる体制）であること。
 - ③ 苦情処理や損害賠償等の際に、一体的な対応ができる体制であること。
 - ④ 同一の運営規程（※）により実施されていること。
(※)事業の目的、運営指針、営業日・時間、利用料等を定めるもの
 - ⑤ 人事、給与・福利厚生などの雇用管理を一元的に行うこと。

【サテライト事業所数】

	サテライトのある訪問看護ステーション数	サテライト数
平成13年	159	212
平成14年	189	249
平成15年	203	249
平成16年	208	275
平成17年	201	253
平成18年	289	353
平成19年	176	227
平成20年	160	224

出典：介護サービス施設・事業所調査

訪問看護における特例居宅介護サービス費の支給状況

- 特例居宅介護サービス費は、サービスの提供が著しく困難な離島等の地域において、市町村の判断により、国の定める基準を満たない事業所における保険給付を可能にする仕組み。
- 訪問看護の場合、看護師等が2.5人(常勤換算)に満たない訪問看護ステーションであっても、市町村の判断で特例居宅介護サービス費の仕組みを活用できるが、実態は、全国で2カ所。

市町村	看護師数 ^(注1) (人)
宮城県気仙沼市 ^(注2)	1.5
東京都大島町 ^(注3)	1

(注1)保健師、看護師、准看護師の合計を常勤換算した値

(注2)病院が経営母体となっている。

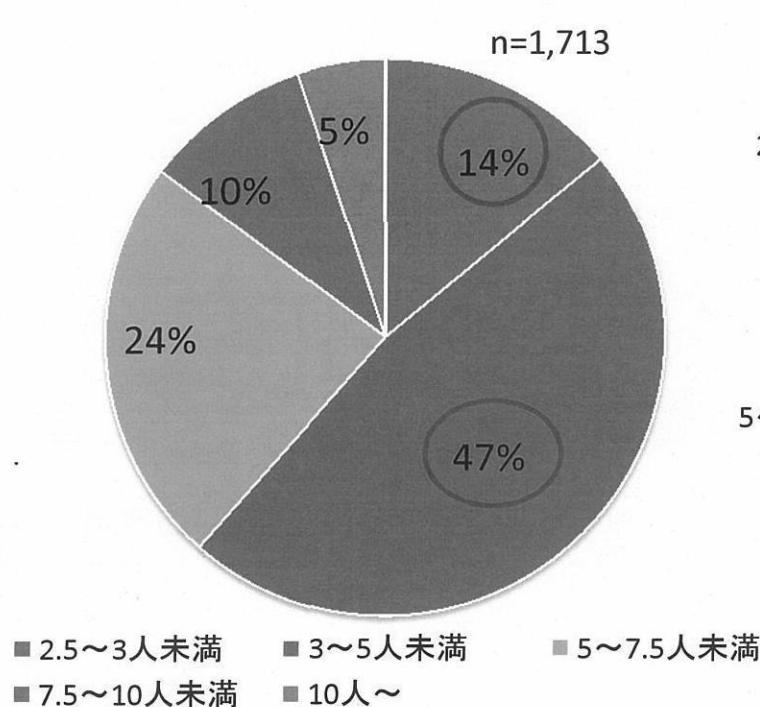
(注3)平成22年10月にサテライト事業所に変更

出典:厚生労働省 老健局老人保健課調べ(H22.4実施)

訪問看護ステーションの規模について

- 訪問看護ステーションは、比較的小規模な事業所が多い。
- 看護職員5人未満の訪問看護ステーションは全体の約60%
- 小規模な訪問看護ステーションであるほど収支は赤字傾向である。
【参考】1事業所当たり看護職員数：約4.3人（出典：平成20年介護サービス施設・事業所調査）

職員※数規模別にみた事業所数の構成
※訪問看護の人員基準の算定対象となる職員のみ



職員※数規模別にみた収支の状況
※訪問看護の人員基準の算定対象となる職員のみ

